

無形文化財保持者の追加認定についての報告

文化財課

1. 「沖縄伝統音楽湛水流」の保持者の追加認定

沖縄県文化財保護条例第20条第5項の規定により、次の表に掲げる6名を沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統音楽湛水流」の保持者として追加認定した。

認定の日は、沖縄県公報に登載された5月19日付けとなる。

無形文化財の名称		保 持 者	
		氏 名	住 所
沖縄伝統音楽 湛水流	三 線	しろま もりあき 城間 盛秋	西原町
		たかえ す まさかず 高江洲 昌和	沖縄市
		と け し てつぞう 渡慶次 哲三	豊見城市
		はまざと ちようき 濱里 長希	読谷村
		みやぎ やすあき 宮城 康明	那覇市
		やまうち まさや 山内 昌也	那覇市

(1) 解説

沖縄の三線音楽は、琉球王府時代、湛水親方によって創始された。湛水流は、奏法、唱法の面で古い型を残しているといわれ、三線音楽を研究する上でその芸術上貴重な価値を有するものとして、昭和47年12月28日に県指定無形文化財に指定された。

現在までに20名の保持者が認定されたが、11名の物故者があり、現在は9名になっている。

今回追加認定された6名は、いずれも芸歴や技法が優れ、長年にわたり、技法の継承・研鑽に励み、湛水流の技法を高度に体現できるものと認められるとともに、指導者としての能力が認められることから、無形文化財「沖縄伝統音楽湛水流」の保持者として新たに追加認定し、その保存・継承を図る。

2. 「琉球歌劇」の保持者の追加認定

沖縄県文化財保護条例第20条第5項の規定により、次の表に掲げる9名を沖縄県指定無形文化財「琉球歌劇」の保持者として追加認定した。

認定の日は、沖縄県公報に登載された5月19日付けとなる。

無形文化財の名称		保 持 者	
		氏 名 (芸名)	住 所
琉球歌劇	踊 方	あかみね けいこ 赤嶺 啓子	那覇市
		あし みね とし み 安次嶺 利美	那覇市
		きんじょう 金城 さゆき (伊良波さゆき)	豊見城市
		きんじょうしんじ 金城 真次	豊見城市
		こみね わ か こ 小嶺 和佳子	沖縄市
		たかみやぎ さねひと 高宮城 実人	那覇市
		とう め よしあき 當銘 由亮	沖縄市
	地 謡	おん な ひろし 恩納 裕	うるま市
		みやぎ たけひろ 宮城 武碩	那覇市

(1) 解説

琉球歌劇は、方言の詞章を在来の民謡の旋律にのせて演技者自身が歌いながら劇を展開していく、沖縄独特の演劇様式である。芸術面においても、芸能史の上からも、貴重な文化遺産として平成元年9月29日付けで県指定無形文化財に指定され、同時に保持者4名が認定された。

現在までに47名の保持者の認定があったが、23名が物故され、保持者は24名となっている。

今回、追加認定された9名は、いずれも芸歴や技法が優れ、長年にわたり、琉球歌劇の技法の継承・研鑽に励み、体得した技法を高度に体現できる者と認められる。

よって、以上の者を県指定無形文化財「琉球歌劇」の保持者として、新たに追加認定し、その保存・継承を図る。

3. 「沖縄の空手・古武術」の保持者の追加認定

沖縄県文化財保護条例第20条第5項の規定により、次の表に掲げる6名を沖縄県指定無形文化財「沖縄の空手・古武術」の保持者として追加認定した。

認定の日は、沖縄県公報に登載された5月19日付けとなる。

無形文化財の名称		保 持 者	
		氏 名	住 所
沖縄の空手・古武術	い は こうたろう 伊波 光太郎	うるま市	
	い は せいきち 伊波 清吉	西原町	
	きくがわ まさなり 喜久川 政成	与那原町	
	た から しんとく 高良 信徳	読谷村	
	なかほど つとむ 仲程 力	読谷村	
	ま えしる もりのぶ 眞栄城 守信	那覇市	

(1) 解説

沖縄の空手、古武術は、琉球王府時代に中国から伝来した武術をもとに空手、古武術の源流となる武術が成立して現在まで伝えられていると考えられており、その優れた価値を将来にわたって保存・継承するために、平成9年8月8日付けで県指定無形文化財に指定し、同時に保持者3名が認定された。

現在までに14名の保持者の認定があったが、10名が物故され、保持者は4名となっている。

今回追加認定された6名は、いずれも技法に優れ、長年にわたり、沖縄の空手・古武術の技法の継承・研鑽に励み、体得した技法を高度に体現できるものと認められる。

よって、以上の者を県指定無形文化財「沖縄の空手・古武術」の保持者として、新たに追加認定し、その保存・継承を図る。

4. 追加認定にかかるこれまでの経緯

- ・平成31年3月28日に「沖縄伝統音楽湛水流」、「琉球歌劇」、「沖縄の空手・古武術」保持者の追加認定について、県教育委員会から文化財保護審議会に諮問。
- ・平成31年4月11日に沖縄県文化財保護審議会から第4専門部会に調査を指示。
- ・平成31年4月22日に開催された第4専門部会において、諮問内容の確認と調査について審議。
- ・平成31年4月22日から令和2年3月11日まで第4専門部会にて調査・審議。
- ・令和2年3月11日第4専門部会にて審議し候補者案を決定。
- ・令和2年3月25日に開催された文化財保護審議会において、追加認定についての結論がまとまり、令和2年3月26日に津波高志文化財保護審議会会長から平敷昭人教育長に答申が手交された。
- ・令和2年3月30日、教育長決裁により、無形文化財「沖縄伝統音楽湛水流」、「琉球歌劇」、「沖縄の空手・古武術」の追加認定が決定した。
- ・令和2年5月19日に県広報に登載された。